

伊南行政組合火葬場 指定管理者公募要領

平成29年8月

伊南行政組合事務局

目 次

1	公募の趣旨	1
2	施設の概要	1
	(1) 伊南聖苑	1
	(2) アルプスがふたつ映える丘公園	1
	(3) 施設完成年月日	1
3	施設の運営実績	1
4	管理の基準	1
	(1) 開場時間	1
	(2) 休業日	1
5	業務の範囲	2
6	管理運営経費	2
	(1) 経費の支払	2
	(2) 管理口座	2
7	伊南行政組合と指定管理者との責任の分担	2
8	指定管理者の指定期間	2
9	応募の方法等	2
	(1) 公募及び選定のスケジュール	2
	(2) 公募の手続	3
10	応募に関する事項	5
	(1) 応募資格	5
	(2) 複数の法人等による応募	5
	(3) 提出書類	6
	(4) 応募書類の提出部数	6
	(5) 応募に当たっての留意事項	6
11	指定管理者の審査及び選定に関する事項	6
	(1) 審査の方法	6
	(2) 選定基準等	7
	(3) 審査の評価項目	7
	(4) 候補者の決定	7
12	指定管理者の指定及び協定	7
	(1) 指定管理者の指定	7
	(2) 指定管理者との協定	7
13	問合せ先及び応募書類の提出先	8
	(様式5) 質問書様式	9

指定管理者公募要領

1 公募の趣旨

公衆衛生の向上や住民の福祉の増進を図ることを目的とする伊南行政組合火葬場、アルプスがふたつ映える丘公園の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、施設の設置目的を効果的・効率的に達成することができ、利用者の多様化するニーズやサービスの向上等を図り、安定した施設運営のできる指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 伊南聖苑

- ア 所在地 駒ヶ根市赤穂14679番地1
- イ 施設内容
- ①敷地面積 3,872.85㎡
 - ②建築構造 鉄筋コンクリート造（平屋）
 - ③建築延面積 810㎡
 - ④主要施設 火葬棟（410㎡、火葬炉3基、収骨室、制御・監視室、機械室）
待合棟（400㎡、ロビー、和室2室等）
その他（車庫 27.75㎡、残灰倉庫 17.39㎡、駐車場30台
収容）

(2) アルプスがふたつ映える丘公園

- ア 所在地 駒ヶ根市赤穂14679番地3外
- イ 施設内容
- ①敷地面積 8,924.98㎡

(3) 施設完成年月日 平成11年10月

3 施設の運営実績（火葬件数）

平成18年度	657 体	平成24年度	802 体
平成19年度	713 体	平成25年度	848 体
平成20年度	743 体	平成26年度	804 体
平成21年度	795 体	平成27年度	645 体
平成22年度	780 体	平成28年度	723 体
平成23年度	797 体		

4 管理の基準

- (1) 開場時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休業日 条例で定めた日（12月31日から翌年1月2日まで）及び組合長が特に必要と認める日

5 業務の範囲

- (1) 火葬に関する業務
- (2) 火葬場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 公園の管理に関する業務
- (4) その他組合長が管理運営上必要と認める業務

※ 具体的内容は、別紙「伊南行政組合火葬場等指定管理者業務仕様書」によるものとします。

6 管理運営経費

(1) 経費の支払

指定管理者の業務を実施するために必要な経費を、選定された指定管理者が提示した額に基づき予算の範囲内で支払います。この場合の支払額、支払時期、支払方法等については各年度ごとに協定で定めます。

(2) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

7 伊南行政組合と指定管理者との責任の分担

次表に掲げる事案に係る伊南行政組合と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとします。

項 目		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の要因ごとに判断し、行政組合と指定管理者が協議して定める
利用者への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の要因ごとに判断し、行政組合と指定管理者が協議して定める
施設等の補修	施設等の大規模な修繕(資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。)	伊南行政組合
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		伊南行政組合
利用者に係る損害賠償保険への加入		伊南行政組合

8 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。

9 応募の方法等

- (1) 公募及び選定のスケジュールは、以下を予定しています。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ① 公募要領の配布 | 平成29年 9月11日(月) から
平成29年10月10日(火) |
| ② 公募説明会の開催 | 平成29年 9月22日(金) |
| ③ 質問書の受付 | 平成29年 9月22日(金) から
平成29年10月 2日(月) |
| ④ 質問書の回答 | 随時 |
| ⑤ 申請書類の受付期間 | 平成29年10月 3日(火) から
平成29年10月10日(火) |
| ⑥ 資格審査 | 平成29年10月中旬 |
| ⑦ 第1次審査(プレゼンテーション、ヒアリング) | 平成29年10月23日(月) |
| ⑧ 選定委員会による審査(第2次審査) | 平成29年11月中旬から11月下旬 |
| ⑨ 選定結果の通知・公表 | 平成29年12月上旬 |
| ⑩ 議会へ議案の上程 | 平成29年12月20日 議会 |
| ⑪ 基本協定、年次協定の締結 | 平成30年 2月中旬 |
| ⑫ 業務開始 | 平成30年 4月1日 |

(2) 公募の手続

① 公募要領の配布

公募要領を平成29年9月11日(月) から10月10日(火) の間に配布します。(ただし土、日、祝日は除きます。)

配布場所：伊南行政組合事務局、駒ヶ根市役所生活環境課、
飯島町役場住民税務課、中川村役場住民税務課、
宮田村役場住民課

配布時間：午前9時 ～ 午後5時

② 公募説明会の開催

公募要領に関する説明会を以下のとおり開催します。

開催日時：平成29年 9月22日(金) 午後1時30分から

開催場所：駒ヶ根市役所 南庁舎2階 大会議室

申込方法：指定管理者公募説明会参加申込書に必要な事項を記入のうえ、
持参又はFAXにて平成29年9月15日(金) までに伊南行政
組合事務局へお申し込みください。

※ 説明会への出席者は、各団体2名以内とします。

③ 質問書の受付

公募要領の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けています。

受付期間：平成29年 9月22日(金) から 10月 2日(月)

受付方法：質問書(別紙)により質問の内容(1枚につき1件)を簡潔に
まとめて、持参又はFAXにて伊南行政組合事務局へ提出してく

ださい。

※ 電話、口頭等による質問は一切受付いたしません。

※ 質問受付期間終了後は質問の受付はいたしません。

④ 質問書の回答

質問に対する回答は、質問者及び説明会へ参加した団体へ、随時FAX又はメールにて回答いたします。

⑤ 指定管理者指定申請書の受付

指定申請書を以下のとおり受付します。

受付期間：平成29年10月 3日（月）から10月10日（火）

※ 土、日、祝日は除きます。

受付時間：午前9時から午後5時

提出方法：伊南行政組合事務局まで、持参にて提出してください。

⑥ 資格審査等

資格審査は、法人その他の団体及びグループの構成員全員を行なうもので、公募要領及び申請要項における資格要件を全て満たすことが必要となります。応募資格の不適合者は失格とします。また、明らかに不適切な事業計画による応募者は落選とします。資格審査等については、選定委員会幹事会において、10月中旬を予定しています。

応募者が1者のみであった場合にも、同様の手続を行います。

※ 非公開により選定委員会（幹事会）において審査します。

⑦ 資格審査結果の通知

資格審査の結果、資格を満たさない場合は失格となり、この場合、文書で連絡いたします。なお、グループで応募した場合は、代表団体宛に通知します。

⑧ 第1次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

資格審査を通過した申請について、申請者に対して選定委員会の幹事会が、取り組み姿勢、提出書類の内容、セールスポイント等について直接プレゼンテーションを受け、ヒアリングを行い、総合的に審査し評価します。

第1次審査は指定管理者選定基準に基づき、評価項目及び評価の視点ごとに行います。

プレゼンテーション及びヒアリングの時間等詳細については、10月中旬発送の資格審査結果通知と併せて通知します。

⑨ 審査結果の通知

審査結果通知は、全応募団体へ郵送にて行ないます。なお、グループで応募した場合はグループの代表団体宛に郵送します。

※ 必要に応じ第2次審査へ向けての追加資料の提出を求める場合があります。詳細については、第1次審査の結果に併せて通知します。

⑩ 第2次審査

選定委員会において、幹事会からの審査経過、審査内容及び選定理由の説明を受け、候補者を選定します。また、選定委員会の選定等に関し審査するため、

識見を有する者等の委員で組織する指定管理者候補者選定審査委員会の意見を聴取します。

⑪ 組合議会へ指定議案を上程

平成29年12月の伊南行政組合議会へ指定議案を上程します。

⑫ 指定の通知

伊南行政組合議会の議決を経て決定した指定管理者に指定通知をします。

⑬ 基本協定、年次協定の締結

伊南行政組合議会の議決後に指定管理者と基本協定及び年次協定を締結します。

⑭ 業務開始

平成30年4月1日から火葬場施設の管理及び事業の運営を開始していただきます。

10 応募に関する事項

(1) 応募資格

火葬場の管理運営業務に知識と経験を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人又は団体で、個人での応募はできません。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、指定管理者の指定を受けることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ③ 市町村民税、所得税、法人税、消費税等を滞納している者
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- ⑤ 団体又はその代表者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの利益となる活動を行う団体
- ⑥ 伊南行政組合における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 上伊那郡市内に住所又は主たる事務所（本店機能）を有しない団体

(2) 複数の法人等による応募

管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合において、次に掲げる事項に留意してください。

- ① グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めてください。

- ② 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することはできません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

(3) 提出書類

提出する応募書類は、次のとおりとします。なお、グループによる応募の場合にあっては、④から⑦までに掲げる応募書類は、各構成団体について提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式7）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支計画書（様式3）
- ④ 団体の組織及び概要を記載した書類
- ⑤ 定款又は寄付行為、規約その他これらに属する書類
- ⑥ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、国税（法人税）・県税（法人事業税）市町村民税（法人市町村民税）に係る納税証明書、貸借対照表（直近2ヵ年分）損益計算書（直近2ヵ年分）
- ⑦ 法人以外の団体にあっては、直近2ヵ年分の収支決算書
- ⑧ グループによる応募の場合にあっては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（様式4）

(4) 応募書類の提出部数

(3) で示した書類を各10部（正 1部、 写9部）を提出してください。

(5) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。
- ② 応募書類及び追加資料は理由のいかんを問わず返却しません。
- ③ 応募書類及び追加資料に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類及び追加資料は、伊南行政組合情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- ⑤ 受付期間終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- ⑥ 応募に関して必要となる費用はすべて応募者の負担とします。

1.1 指定管理者の審査及び選定に関する事項

(1) 審査の方法

指定管理者の選定にあたっては、「伊南行政組合指定管理者選定委員会」を開催し、同委員会の審査を行った後、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定します。

なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ識見を有する者等の委員で構成する「伊南行政組合指定管理者候補者選定審査委員会」の意見を聴取します。

(2) 選定基準等

候補者の選定は、「伊南行政組合火葬場の設置及び管理に関する条例」の下記基準に基づき行ないます。なお、選定に伴う応募書類及び応募した団体の審査は、資格審査、一次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）、二次審査を行ないます。

(候補者の選定基準)

第12条 組合長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、伊南聖苑の設置の目的を最も効果的に達成できると認める団体等を指定管理者の候補者として選定しなければならない。

- (1) 使用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 伊南聖苑の適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減が図られるものであること
- (3) 伊南聖苑の管理を安定して行う人的、物的その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みであること

(3) 審査項目及び審査基準

① 提案の評価

- ・利用者サービスについて
住民のニーズを理解し、効果的かつ効率的にサービスを向上することができるか
- ・施設の維持管理について
施設の現状を十分に把握し、効果的かつ効率的な管理を行うことができるか
- ・財務会計について
適正な予算計画に基づき、管理に要する経費を縮減する取り組みを行うことができるか。
- ・パートナーシップ、意欲、環境配慮、その他
協働により連携して、又、公の施設の管理者として高い意欲を持って管理を行うことができるか。環境に配慮した運営方法となっているか。

② 団体等の評価

- ・組織体制及び組織の能力について
管理を安定して行う人的、物的その他の経営能力、組織体制、経験等
関係法令の順守及び社会的責任の遂行に対する姿勢等

③ 総合評価

- ・総合的な評価
その他装具的にみて評価すべき事項

(4) 候補者の決定

候補者を決定した場合は、その結果を応募したすべての団体に文書で通知するとともに、公表します。

1.2 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、候補者を伊南行政組合火葬場の指定管理者とする旨の議案を議会に上程し、その議決を受けて行なうものとします。

(2) 指定管理者との協定

候補者との協議に基づく協定は、以下の項目について締結します。

- ① 管理業務に関する事項
- ② 指定管理者の指定期間
- ③ 伊南行政組合が支払うべき管理費用に関する事項
- ④ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑤ 管理業務報告書の作成及び提出に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ その他組合長が必要と認める事項

1.3 問合せ先及び応募書類の提出先

伊南行政組合 事務局

[所在地] 〒399-4191 駒ヶ根市赤穂3230番地(昭和伊南総合病院内)

[電話番号] 0265-82-8003

[FAX] 0265-82-8230

[メール] inanjimujuno.ocn.ne.jp

(様式5)

平成 年 月 日

質 問 書

伊南行政組合火葬場指定管理者公募要領等について、次のとおり質問します。

施 設 名	伊南聖苑
法人その他の団体名	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
質 問 事 項	
質 問 内 容	

※質問事項は、1問につき本様式1枚使用し簡潔にまとめてください。